

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第案要綱

第一 公的賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる公共の用に供する施設を定めること。

(第一条関係)

第二 公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設を定めること。

(第二条関係)

第三 都道府県知事が、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律又は高齢者の居住の安定確保に関する

法律等の規定によりその権限に属する事務であつて、市町村が作成した地域住宅計画に記載された優良賃

貸住宅整備事業に係るものを当該市町村の長が行うこととする場合における手続等を定めること。

(第三条関係)

第四 この政令は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の施行の

日(平成十七年八月一日)から施行することとする。

(附則第一項関係)

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。